

福岡県公報

令和 7 年 2 月 4 日
第 569 号

目次

告 示（第65号－第73号）

○道路の区域の変更	（道路維持課）	1
○道路の供用の開始	（道路維持課）	2
○土地区画整理事業の換地処分の完了届出	（都市計画課）	2
○保安林の指定施業要件変更の訂正告示	（農山漁村振興課）	2
○保安林の指定施業要件変更の訂正告示	（農山漁村振興課）	2
○保安林の指定施業要件変更の訂正告示	（農山漁村振興課）	3
○保安林予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	3
○保安林の所在場所等	（農山漁村振興課）	3
○保安林の所在場所等	（農山漁村振興課）	4

公 告

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	（税 務 課）	4
○競争入札参加者の資格等	（総務事務厚生課）	4
○一般競争入札の実施	（警察本部会計課）	6
○競争入札参加者の資格等	（総務事務厚生課）	9
○一般競争入札の実施	（警察本部会計課）	11
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	13
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	13
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	（廃棄物対策課）	13
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	14

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定	（行財政支援課）	14
○長が不在者投票管理者となるべき病院等の取消し	（行財政支援課）	14

公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会） の開催	（警察本部生活保安課）	14
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会） の開催	（警察本部生活保安課）	15
○クロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）の開催	（警察本部生活保安課）	16
○クロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）の開催	（警察本部生活保安課）	16

警 察 本 部

○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部を改正する告示	（警察本部情報管理課）	17
--	-------------	----

告 示

福岡県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

朝 倉 県 道	甘 木 朝 倉 線 田主丸	前	朝倉市屋形原1151番 1 先から 朝倉市三奈木285番先まで	5.0 ～ 20.0	982.0
		前	朝倉市屋形原1151番 1 先から 朝倉市三奈木285番先まで	11.5 ～ 62.0	1180.0
		後	朝倉市屋形原1151番 1 先から 朝倉市三奈木285番先まで	5.0 ～ 20.0	982.0
		後	朝倉市屋形原1151番 1 先から 朝倉市三奈木285番先まで	11.5 ～ 62.0	1180.0

福岡県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 2 月 4 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝倉	甘 木 朝 倉 線 田主丸	朝倉市三奈木4988番 1 先から 朝倉市三奈木4516番 1 先まで

福岡県告示第67号

篠栗町和田土地区画整理事業の施行者である篠栗町和田土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が令和 7 年 1 月 21 日付けであったので、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第68号

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知（令和 6 年 11 月福岡県告示第 693 号）において、指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和 7 年 2 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和 3 年 1 月 5 日農林水産省告示第 32 号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成 2 年 7 月 25 日農林水産省告示第 988 号（一の（一）の 1 及び 2（大牟田市大字今山字鉢カクメ 532、535、538、字大念佛 564、566 の 2、571 を除く。）、二並びに三に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第69号

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知（令和 6 年 11 月福岡県告示第 700 号）において、指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和 7 年 2 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和 3 年 1 月 5 日農林水産省告示第 32 号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。

平成元年8月15日農林水産省告示第1081号（二の（一）の1から3まで、6（宮若市下字観音堂1518の2、1521の1を除く。）、7及び8に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第70号

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知（令和6年11月福岡県告示第702号）において、指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和7年2月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成2年8月14日農林水産省告示第1067号（三（八女市立花町白木字本谷8879、黒木町田代字菅之谷3707、星野村字立山10516の1を除く。）に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第71号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和7年2月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字津野字前4861・4864（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字谷川端4862（次の図に示す部分に限る。）、字下ノ谷4871（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第72号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年2月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

飯塚市弥山字割石79の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年2月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

宗像市地島字泊り202、183の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字泊り202、183の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県証紙代金収納計器取扱規則（昭和46年福岡県規則第34号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和7年2月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

福岡県税条例等の一部を改正する条例（令和6年福岡県条例第32号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年2月4日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年2月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・警察官被服購入（男性警察官用冬服上衣ほか）に係る単価契約
- ・警察官被服購入（男性警察官用合服上衣ほか）に係る単価契約
- ・警察官被服購入（男性警察官用夏服上衣（長袖）ほか）に係る単価契約
- ・警察官被服購入（男性警察官用冬ワイシャツほか）に係る単価契約
- ・警察官被服購入（男性警察官用合ワイシャツほか）に係る単価契約
- ・警察官被服購入（男性警察官用夏服ズボンほか）に係る単価契約
- ・警察官被服購入（男性警察官用雨衣ほか）に係る単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票(様式第4号)

ケ 営業概要表(様式第5号)

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

サ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)

ツ 返信用封筒(460円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和7年2月20日(木曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

ア 警察官被服購入(男性警察官用冬服上衣ほか)に係る単価契約

イ 警察官被服購入(男性警察官用合服上衣ほか)に係る単価契約

ウ 警察官被服購入(男性警察官用夏服上衣(長袖)ほか)に係る単価契約

エ 警察官被服購入(男性警察官用冬ワイシャツほか)に係る単価契約

オ 警察官被服購入(男性警察官用合ワイシャツほか)に係る単価契約

カ 警察官被服購入(男性警察官用夏服ズボンほか)に係る単価契約

キ 警察官被服購入(男性警察官用雨衣ほか)に係る単価契約

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年4月1日(火曜日)から令和8年3月31日(火曜日)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（令和6年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年3月18日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA, A
12	01	百貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和7年2月4日（火曜日）から令和7年3月17日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年3月18日（火曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

ア 令和7年3月19日（水曜日）午前9時30分

イ 令和7年3月19日（水曜日）午前9時45分

- ウ 令和7年3月19日（水曜日）午前10時00分
- エ 令和7年3月19日（水曜日）午前10時15分
- オ 令和7年3月19日（水曜日）午前10時30分
- カ 令和7年3月19日（水曜日）午前10時45分
- キ 令和7年3月19日（水曜日）午前11時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

各見積単価（10％税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（10％税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価（10％税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（10％税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) General descriptions of the per – piece cost contracts that are going to be bid for

ア Winter coats and the other items for police officers

イ Spring/ autumn coats and the other items for police officers

ウ Summer shirts, part of uniform, for police officers

エ Winter shirts for police officers

オ Spring/ autumn shirts for police officers

カ Summer pants and the other items for police officers

キ Raincoats for police officers

(2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2026

(3) Time Limit of Tender : 5 : 45 P. M. on March 18, 2025

(4) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 – 7, Higashi – koen, Hakata – ku, Fukuoka City, 812 – 8576, Japan
TEL 092 – 641 – 4141 (Ext. 2233)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。

令和7年2月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

トナーカートリッジほか購入に係る単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し

、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
- 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
- 申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
- この公告の日から令和7年2月20日（木曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
- 競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
- 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和

7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

トナーカートリッジほか単価契約 種類及び数量については仕様書による。

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）までの間

(4) 納入場所

指定場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（令和6年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年3月19日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	A A, A
01	02	事務機器	
05	01	電気器具	
05	02	電気通信機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(5) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2234

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和7年2月4日（火曜日）から令和7年3月17日（月曜日）までの福岡県の休日
を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日
」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年3月19日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期
限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和7年3月21日（金曜日）午後1時30分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4
項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ
の代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む
場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

各見積単価（10%税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上
の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は
入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（10%税込み）に発注予定

数を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、そ
の証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価（10%税込み）に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上
の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は
契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（10%税込み）に発注予定
数を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、そ
の証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに
加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停
止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

- (10) 入札内訳書の積算が誤った入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) General descriptions of the per - piece cost contracts that are going to be bid for Toner cartridges and more
- (2) Contract Period : From April 1, 2025 through March 31, 2026
- (3) Time Limit of Tender : 5 : 45 P.M. on March 19, 2025
- (4) Unit/ Section in charge of the notice: Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi - koen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

TEL 092-641-4141 (Ext. 2234)

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により那珂川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和 7 年 1 月 14 日 那珂川市告示第 211 号）

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により那珂川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和 7 年 1 月 14 日 那珂川市告示第 212 号）

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 2 年福岡県条例第 20 号）第 6 条の 2 の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第 7 条第 2 項の規定により指定地域を定め、同条第 3 項の規定によりその旨を通知したので、同条例第 8 条第 1 項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社ダイワ
- 京都郡苅田町鳥越町 1 番 77

代表取締役 里 茂樹

2 施設の種類及び処理能力

廃プラスチック類及び木くずの破碎施設

廃プラスチック類 一日当たり 14.4 t

木くず 一日当たり 10.4 t

3 設置場所

京都郡苅田町鳥越町1番77

4 指定地域

京都郡苅田町鳥越町の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県京築保健福祉環境事務所環境課

6 縦覧の期間

令和7年2月4日から令和7年3月6日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年2月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原文文久2051番1、2051番4、2051番5及び2059番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行橋市大字西谷202番地1

宮田運送株式会社

代表取締役 宮田 将輝

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を指定した。

令和7年2月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

施設名	所在地	指定年月日
南福岡脳神経外科病院	福岡市南区臼佐5-2-23	令和7年1月23日

福岡県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる次の施設の指定を取消した。

令和7年2月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

施設名	所在地	取消年月日
介護老人保健施設こもれび	京都郡苅田町大字法正寺568	令和7年1月23日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第24号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年2月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和 7 年 3 月 20 日（木） 午前 10 時 00 分から午後 5 時 30 分までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町 1002 番地 2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20 名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分	講習結果に対する考査
午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 6,900 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第 25 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟

銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 21 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 4 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和 7 年 3 月 6 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	小郡市大板井 234 番地 1 小郡警察署 会議室	小郡警察署
令和 7 年 3 月 10 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	糸島市前原中央一丁目 6 番 1 号 糸島警察署 会議室	糸島警察署
令和 7 年 3 月 20 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 0 時 00 分	北九州市戸畑区汐井町 2 番 1 号 戸畑警察署 会議室	戸畑警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 3,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第26号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年2月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年3月16日（日） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること

。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第27号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年2月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年3月9日（日）午前9時00分から午前12時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ

メートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

警察本部

福岡県警察本部告示第7号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等(令和3年5月福岡県警察本部告示第31号)の一部を次のように改正し、令和7年2月17日から施行する。

令和7年2月4日

福岡県警察本部長 住友 一仁

1の表中

古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)	第14条の2(古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。)
------------------------------	--

を

古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)	第14条の2(古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。)
------------------------------	--

遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)	第26条	に
	第28条第2項及び第3項(第1号イ及び第2号イを除く。)	
	第31条第1項	
	第32条	
	第33条第1項	
	第41条	

改める。

4の(1)を次のように改める。

- (1) 公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第3項ただし書に規定する措置は、次に掲げる措置とする。

ア 次の表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この4において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(以下この4において「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下この4において「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置

法令	条項
道路交通法	第78条第1項
	第78条第4項

	第78条第5項
道路交通法施行規則	第5条第1項
	第8条第1項
	第8条の5第1項
福岡県道路交通法施行細則	第7条第3項
警備業法	第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）
	第10条第1項
	第16条第2項
	第16条第3項において準用する第11条第1項
	第17条第2項において準用する第16条第2項及び第11条第1項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第8条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	第10条第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	第17条第1項
古物営業法施行規則	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）

イ 次の表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合において、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置

法令	条項
----	----

遺失物法施行規則	第26条
	第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）
	第31条第1項
	第32条
	第33条第1項
	第41条

4の(3)の表中

古物営業法施行規則	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
-----------	--

を

古物営業法施行規則	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
遺失物法施行規則	第26条
	第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）
	第31条第1項
	第32条
	第33条第1項
	第41条

に

改める。